

SUPER CENTER PLANT 善通寺店 (No.1116)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年1月7日 香川県知事 浜田 恵造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
令和3年8月27日香川県公告  
(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
SUPER CENTER PLANT 善通寺店  
善通寺市金蔵寺町字川添1903番 外51筆
- 3 法第8条第1項の規定により善通寺市から聴取した意見の概要  
(意見の概要)  
騒音について  
別添資料2の騒音予測資料のうち、(4)②夜間最大値の予測結果は、今回の変更地点においては問題ないものの、店舗敷地全体として今後訴えがおこる可能性を含んでいるため、騒音レベルが規制基準値内に収まるように対策を強化していただきますようお願いいたします。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 善通寺市産業振興部商工観光課  
縦覧期間： 令和4年1月7日から令和4年2月7日まで